

第15章

地域統合

1. ルールの概観

(1) ルールの背景

ガット・IMF体制を中心とするグローバリズムは、戦後の世界経済の発展を支えてきた。しかし、1990年代以降、先進国、開発途上国を問

わず地域統合は増加・拡大の一途をたどっており、現在、世界貿易の相当の部分をおさめている（図表15-1、15-2）。

<図表15-1> 世界貿易に占める各地域及び主な地域貿易協定の割合（モノ分野）

	輸 出				輸 入			
	輸出額(2004年)		増加率(%)		輸入額(2004年)		増加率(%)	
	10億ドル	シェア(%)	2004	00-04	10億ドル	シェア(%)	2004	00-04
世界	8907	100.0	21	9	9250	100.0	21	9
北米	1324	14.9	14	2	2013	21.8	17	5
(米国)	819	9.2	13	1	1526	16.5	17	5
中南米	276	3.1	30	9	237	2.6	27	4
欧州	4031	45.3	19	11	4140	44.8	20	11
CIS	266	3.0	37	16	172	1.9	30	21
アフリカ	232	2.6	32	12	212	2.3	27	13
中東	390	4.4	29	10	252	2.7	27	12
アジア	2388	26.8	25	10	2224	24.0	27	10
(日本)	566	6.4	20	4	455	4.9	19	5
(中国)	593	6.7	35	24	561	6.1	36	26
EU	3714	41.7	19	11	3791	41.0	19	10
NAFTA	1324	14.9	14	2	1997	21.6	16	4
メルコスール	136	1.5	28	13	94	1.0	37	1
ASEAN	552	6.2	20	6	500	5.4	25	7

(出所) WTO事務局編、WTO Annual Report 2005 International Trade Statistics より作成

(注) 2004年増加率は対2003年比

<図表 15— 2 > 主な地域貿易協定における域内貿易・域外貿易の割合（モノ分野）

	輸出額（2004年）					輸入額（2004年）				
	全体 (10億 ^{ドル})	域内(%)		域外(%)		全体 (10億 ^{ドル})	域内(%)		域外(%)	
		シェア	増加率	シェア	増加率		シェア	増加率	シェア	増加率
EU	3714	67.6	18	32.4	21	3791	66.2	19	33.8	20
NAFTA	1324	55.9	14	44.1	14	1997	35.3	12	64.7	19
メルコスール	136	12.6	35	87.4	27	94	19.1	34	80.9	38
ASEAN	552	23.1	22	76.9	19	500	23.1	22	76.9	26

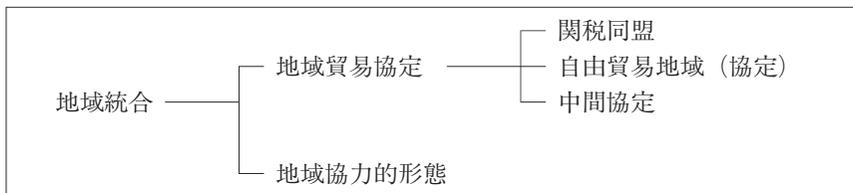
（出所）WTO事務局編、WTO Annual Report 2005 International Trade Statistics より作成

（注）増加率は対2003年比

WTOでは、地域貿易協定（Regional Trade Agreement）を「関税同盟（Customs Union）」及び「自由貿易地域（FTA:Free-Trade Area）」、並びにそれらの形成のための「中間協定（Interim Agreement）」の三つの概念に分類している（図表 15— 3 参照）。関税同盟と自由貿易地域を比較すると、域内の関税・制限的通商規則を撤廃することにより域内の貿易を自由化することは両者に共通する点であるが、関税同盟

では各締約国が域外から輸入する産品への関税率・通商規則を実質的に同一にしなければならないのに対し、自由貿易地域ではそうした必要がない点で異なる。

なお、本章では、WTO上の地域貿易協定と、これには含まれないアジア太平洋経済協力（APEC）のような地域協力的形態のものとを合わせて、「地域統合」との用語を用いる。これを図式化すると、以下のようになる。



地域貿易協定は、ガット第24条により、域外に対して障壁を高めないことや、域内での障壁を実質上のすべての貿易で撤廃すること等の一定の条件の下、最恵国待遇原則の例外として正当化されるものである。したがって、域内の貿易の自由化を促進する面があるものの、域外に対して障壁を高めるような場合には、貿易の自由化が阻害されるため、WTO体制が形骸化されることのないように、ガット第24条の適正な運用が行われるべきである。

（2）法的規律の概要

① WTO協定における地域貿易協定についての規定

ガットは、第1条で最恵国待遇を基本的な原則として規定しており、特定国との間のみで関税を引き下げることが原則として許容しないこととなっている。

しかし、第24条において、関税同盟及び自由貿易地域の設定及びそのための中間協定の締結の目的が、域内と域外国との貿易に対する障害を引き上げることではなく、域内の貿易を容易

にすることである場合には、貿易自由化の見地から許されるとし、以下の要件に適合することを条件(図表15-3)に、最恵国待遇原則の例外として認めている。

これまで、多くの関税同盟あるいは自由貿易地域のガット第24条との整合性の問題は、締約国団へ通報された個々の地域貿易協定ごとに設置された作業部会において審査されてきた。しかし、第24条は、「実質上のすべての貿易」、「その他の制限的通商規則」、「全体として…高度なものであるか又は制限的なものであってはならない」等の曖昧な表現が用いられているため、地域貿易協定の審査は、ほとんどの場合、第24条の解釈をめぐる対立し、審査報告書案はすべて両論併記で終わっている。

ガット第24条の解釈は、1957年のヨーロッパ経済共同体(EEC)を設立したローマ条約に対する審査において問題となり、1994年末までに審査を終了した69の作業部会のうち、整合性の問題につきコンセンサスに達することができたのはわずか6件という状況であった。また、ほとんどすべての地域貿易協定の審査においてガット第24条との整合性につき意見が対立したにもかかわらず、地域貿易協定の特恵措置がガット第24条で正当化されるかについてパネルで争われたのはこれまでに3件しかなく、パネル報告も未採択である(なお、WTO体制となってから地域貿易協定に関する数件の上級委員会報告が出されているが、これらの報告書は第24条の核心部分について明示的な判断を下したわけではなく、第24条の解釈を明確化する意義は未だ存在する)。

ウルグアイ・ラウンド交渉では、第24条の解釈を困難としている不明確な要件を無くすための討議が行われた。その結果、第24条5項(a)に規定する「関税の全般的水準」に関する要件については、「ガット第24条の解釈に関する了解」

において、EUが用いてきた算術平均ではなく、貿易量を加味した加重平均を用いることが明記された。しかし、第24条8項に規定する「実質上のすべての貿易」に関する要件については、主要産品を除くことは認められない旨の提案がなされたが合意に至らなかったため、以下のような限られた改善しか行われなかった(図表15-4)。なお、更に、サービス分野については、サービス協定(GATS)第5条にガット第24条と同様の表現を加えることとなった(図表15-5)。

また、2001年11月に開催されたドーハ閣僚会議で採択された閣僚宣言において、地域貿易協定に適用されるWTOの規律及び手続の明確化及び改善を目指して交渉することが合意され、現在その交渉が進められている。

<図表 15—3> ガット第24条における関税同盟、自由貿易地域、中間協定の要件

(第24条5項、8項の要件)		
	第24条5項	第24条8項
関税同盟	(a) 域外に対し、関税その他の通商規則が、関税同盟の組織前の関税の全般的な水準及び通商規則より高度なものであるか又は制限的なものであってはならない。	(a) (i) 関税その他の制限的通商規則(11条、12条、13条、14条、15条及び20条を除く)を構成地域間の実質上のすべての貿易について廃止する。かつ、 (ii) 同盟の各構成国が、実質的に同一の関税その他の通商規則をその同盟に含まれない地域の貿易に適用する。
自由貿易地域	(b) 域外に対し、関税その他の通商規則が、地域統合前にそれらの構成地域に存在していたものより高度又は制限的であってはならない。	(b) 関税その他の制限的通商規則(11条、12条、13条、14条、15条及び20条を除く)を構成地域間の実質上のすべての貿易について廃止する。
中間協定	(c) 上記(a)又は(b)に加え、妥当な期間内に地域・同盟を完成させるための計画及び日程を含まなければならない。	

(補償的調整)
 関税同盟：第24条5項(a)の要件を満たすに当たり、譲許税率よりも関税を引き上げる場合には、補償的調整を行う(第24条6項)。

(締約国団への通報、締約国団による検討)
 ・自由貿易地域、関税同盟又は両者の中間協定に参加することを決定する締約国は、その旨を直ちに締約国団に通報しなければならない(第24条7項(a))。
 ・通報後、締約国団は、中間協定に含まれる計画及び日程をその中間協定の当事国と協議して検討し、適当な場合には勧告を行う(同項(b))。

<図表 15—4> ガット第24条の明確化のための解釈了解等

<p>(a) 1994年のガット第24条の解釈に関する了解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガット第24条5項(a)にいう関税同盟の「関税の全般的な水準及び通商規則」における関税の計算方法には、貿易量を加味した加重平均関税率を用いる（パラグラフ2）。 ・ガット第24条5項(c)にいう中間協定における地域統合の完成までの「妥当な期間」は、原則10年以内とする（パラグラフ3）。 ・関税同盟の構成国が譲許関税率を超えて関税を引き上げる場合には、関税譲許の修正等を行う前にガット第28条（条許表の修正についての手続き）に基づき交渉を開始する（パラグラフ4）。 ・関税同盟の設立の結果として、関税率の削減の利益を得る加盟国は、関税同盟の構成国に対し補償的調整（いわゆる「逆補償」）をする義務はない（パラグラフ6）。 ・物品理事会は、地域統合の創設、構成国の増加等に関する作業部会の事実認定の報告に基づいて適当な場合には勧告を行う（パラグラフ7）。 <p>(b) アンチダンピング協定第4条3項</p> <p>二以上の国がガット第24条8項(a)の規定により、単一の統一された市場としての性格を有する統合の水準に達した場合には、統合された全地域における産業は、アンチダンピング協定の適用上、一つの国内産業とみなされる。</p> <p>(c) 補助金協定第16条4項</p> <p>アンチダンピング協定と同様に規定。</p> <p>(d) セーフガード協定第2条1項脚注</p> <p>本協定のいかなる規定も、ガット第19条と第24条8項との関係についての解釈に予断を与えるものではない。</p> <p>(e) 原産地規則協定附属書II</p> <p>一般特惠関税と並び、地域貿易協定における特惠関税についても、以下のようなことを確保。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特惠原産地規則が適用される場合において満たされるべき要件を明確に定めること（パラグラフ3(a)(i)）。 ・特惠原産地規則は積極的な基準を基礎としなければならないこと（パラグラフ3(b)）。 ・特惠原産地規則に関する法律等をガット第10条1項（貿易規則の公表）に従って公表すること（パラグラフ3(c)）。 ・特惠原産地規則を濫及的に適用してはならないこと（パラグラフ3(e)）。
--

<図表 15—5> サービス協定（GATS）第5条（経済統合）

<p>以下の要件の下に域内のサービス貿易を自由化する協定を締結することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分野の数、影響を受ける貿易量及び提供の態様を勘案して、「相当な範囲の分野」を対象とすること（第1項(a)）。（ガット第24条8項では、「実質上のすべての貿易について」と規定されている。） ・実質的にすべての差別が協定発効時に存在しないこと又は合理的期間内に撤廃されること（第1項(b)）。 ・協定外の加盟国に対して、それぞれの分野におけるサービス貿易に対する障壁の一般的水準を当該協定発効前の水準から引き上げるものであってはならない（第4項）。 ・逆補償を求めてはならない（第8項）。 ・なお、サービス協定において、地域統合を審査するための作業部会は「設置することができる」と規定されているのみで、ガットと異なり必ずしも義務付けられていない（第7項(a)）。

②開発途上国間の地域貿易協定の扱いについて

開発途上国間の地域貿易協定については、開発途上国に対する貿易上の特別待遇の根拠となる東京ラウンド交渉の際の1979年の締約国団決定(いわゆる「授権条項」: Enabling Clause; 第1章「最恵国待遇」参照)において特則が合

意されている。授権条項は、以下のような要件に適合することを条件(図表15-6)に、発展途上国間の関税・非関税障壁の削減・撤廃を目指す地域貿易協定を、ガット第1条(最恵国待遇)の例外として認めている(パラグラフ2(c))。

<図表15-6> 授権条項における要件

(要件)
・ 開発途上国の貿易を容易にし、かつ促進するように及び他の締約国の貿易に対して障害又は不当な困難をもたらさないように策定されなければならない(パラグラフ3(a))。
・ 関税その他の貿易制限を、最恵国待遇の原則に基づいて軽減し又は撤廃することに対する障害となってはならない(パラグラフ3(b))。
(締約国団への通報、協議)
・ 締約国団に対する通報及び情報提供(パラグラフ4(a))。
・ 利害関係を有する締約国の要請があった場合には、速やかに協議を行うための適当な機会を与えること(パラグラフ4(b))。

この授権条項はガット第24条との関係につき何等言及していないため、授権条項による発展途上国間の地域貿易協定とガット第24条との関係について、以下の3通りの考え方のうち、いずれを採用すべきか不明確となっており、授権条項に基づき通報された地域貿易協定は、追加的な問題を引き起こした。

- (a) 授権条項は、途上国の輸出力増大・経済発展のために決定されたものであり、発展途上国間の地域貿易協定は、授権条項によって判断する。
- (b) 授権条項は、本来、部分的・非包括的な協定を扱うものであり、また、措置を講ずる加盟国に対して一定の通報義務と協議義務を課しているに過ぎず、本格的な地域貿易協定を扱うものとしては不十分である。本格的な地域貿易協定については、あくまでも、ガット第24条によって判断する。
- (c) 途上国間の地域貿易協定については、ガット第24条と授権条項の両方を勘案して判断する。

本問題については、1992年3月に通報されたメルコスールの審査方法に関連してガットの中で初めて検討された。ここでは、メルコスールをガット第24条の下で通報すること及びその審査のための作業部会をガット理事会に設置することを要求する国があったが、検討の結果、理事会ではなく「貿易及び開発に関する委員会(CTD: Committee on Trade and Development)」の下で審査を行うこと及びその付託事項(授権条項及びガット第24条に照らし審査し、その結果を締約国団に報告するとともに、理事会にその写しを送付すること)につきコンセンサスが得られた。なお、後述するWTO地域貿易協定委員会(CRTA)が1996年2月に新設されたことに伴い、審査は同委員会で行われている。また、AFTA(ASEAN Free Trade Area)に関しても同様の議論が行われたが、いまだコンセンサスが得られておらず、現時点ではCTDへの通報のみが行われている。

上記のとおり、授権条項による地域貿易協定に対する規律の在り方が現在は不明確であるこ

とから、審査方法を明確化することにより、授権条項を根拠とした地域貿易協定が濫用されないよう十分注視する必要がある。なお、後述するように、2001年11月のドーハ閣僚宣言を受け、CRTAでの審査手続の明確化など、地域貿易協定の透明性向上を目指した議論が、ルール交渉部会において進められているが、授権条項に基づく地域貿易協定は対象外とすべきであると主張する途上国と、授権条項に基づく地域貿易協定にも同様のルールを適用すべきとする先進国とで意見が対立している。

③地域貿易協定委員会(CRTA)における検討—規則及び手続の改善—

地域貿易協定の増大に従い、既存の地域貿易協定の定期通報の審査負担が増加することが予想される。このため、審査の効率化を目的とする単一の委員会による審査体制への移行が合意され、1996年2月の一般理事会で地域統合についての専門委員会として「地域貿易協定委員会(CRTA: Committee on Regional Trade Agreements)」が設置された。CRTAでは、従来、物品理事会、サービス理事会及びCTDの下で、地域貿易協定ごとに設置された個別作業部会が行っていた審査を統一的に実施し、審査の効率化を図ること等のほかに、地域統合が多角的貿易体制に与える影響の分析等を検討することが合意された。具体的には、(a)通報された地域貿易協定(※)の審査、(b)既存の地域貿易協定の実施状況の報告システムの検討、(c)審査手続の改善策の検討、(d)多国間貿易体制に対し地域貿易協定がもつシステミックな問題及び両者の関係の検討等が付託事項となった。

なお、上記のうち(a)を除く事項については、2001年11月のドーハ閣僚宣言で新ラウンドの交渉事項となり、現在ルール交渉部会で議論が行われている。

※通報された地域貿易協定の概要と審査状況についてはWTOのウェブサイトで公開されている。

(http://www.WTO.org/english/tratop_e/region_e/region_e.htm)

(a) 地域貿易協定の審査

WTOのまとめによると、2005年11月22日時点で144の協定が審査のために通報されているが、事実審査は進んでいるものの、結果としてCRTA設置後1つも審査報告書は採択されていない(事実審査未開始:51、事実審査継続中:44、事実審査終了:42、報告書案協議中:7)(審査報告書案はすべて両論併記の内容となっている)。

(b) 既存の地域貿易協定の実施状況の報告を改善するための検討

ガット第24条の解釈に関する了解パラグラフ11により、既存の地域貿易協定は2年ごとの実施状況の報告が義務付けられているが、完全には実施されていないのが現状である。他方、サービスの地域貿易協定については定期的報告が義務付けられておらず、授権条項のもとにある地域貿易協定はCTDに報告されることになっているが、WTO協定との整合性を判断するために十分な報告がなされていないといった問題も存在している。このため、協定実施の報告を改善するための検討がルール交渉部会で進められている。実施状況の透明性を向上させることは有益であるが、詳細な報告を行うことの負担、現在の権利義務を変化させないこと、貿易政策検討制度(TPRM)との重複等を考慮して、通報の具体的方策が議論されている。

(c) **新規の地域貿易協定の審査手続の改善策の検討**

新規の地域貿易協定審査において、協定発効後に審査されることが常態化していることや提供情報が不十分である等の問題を解決し審査手続を改善するため、情報提供の標準フォーマット及び審査手続がルール交渉部会で検討されている。標準フォーマットについては、物品及びサービスの両分野に関して非拘束のガイドラインとして合意に至り、また、審査手続についても、通報のタイミング、審査の標準処理期間及

び審査報告書の構成等について、非拘束である審査手続ガイドラインが今後もレビューされ改善されていくものとして合意されている。

(d) **地域貿易協定に対する実体的規律の検討**

ルール交渉部会では、地域貿易協定に対するWTOの実体的規律の明確化を目指した議論が進められている。「実質上のすべての貿易」の基準、移行期間、「他の制限的通商規則」の概念等（ガット第24条8項）が主な論点となっている（図表15-7）。

<図表15-7> 地域貿易協定に対するWTOの実体的規律についてのガットにおける主要な論点

①第24条5項「その他の通商規則の全般的な水準」

第24条5項は、関税及びその他の通商規則は域外に対して障壁を上げてはならないと規定しているが、障壁が上昇したか否かの評価方法については解釈が別れている。関税の全般的な水準については「貿易量を加味した加重平均」を用いることが合意されたが、「その他の通商規則の全般的な水準」に関する判断方法をどうすべきかが論点となっている。

②第24条4項と5～9項との関係

第24条4項は、関税同盟、自由貿易地域の目的が域内の貿易を自由化することであり、域内と他国との貿易に対する障壁を引き上げることにはないことを認めると規定。また、第24条5～9項は、関税同盟及び自由貿易地域がガット上認められるために、その関税及びその他の通商規則が満たすべき要件、ガット上必要な手続、関税同盟及び自由貿易地域の定義等を規定している。

このため、4項はそれに続く5～9項によりその具体的内容を規定されており、4項自体は判断基準ではない（即ち5～9項の要件を満たせば自動的に4項を満たしている）という解釈に基づいて、関税同盟形成に伴って域外国に対して個々の措置ごとにみると新たに障壁が設けられたとしても、5項(a)の「全体として」保護の水準が上昇していなければ、4項でいう域外との障壁を引き上げたことにはならないというEU等の意見と、4項それ自体も判断基準とする域外国との意見が対立している。

③第24条8項「実質上のすべての貿易」

第24条8項は、地域統合による域内自由化の対象は「実質上のすべての貿易」と規定しているが、何をもって「実質上のすべて」とするかについての合意された基準はなく、貿易額をベースとした基準を主張する意見と、品目数をベースとした基準を主張する意見とが存在し、さらに、主要セクターが自由化されていない等を問題視した質的基準についても検討すべきことが提案されている。

④第24条8項と他のWTO協定との関係

ガット第24条8項において、撤廃すべき制限的通商規則の例外として、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第20条が列挙されているにもかかわらず、第19条（セーフガード）及び第6条（アンチダンピング）が挙げられていないため、UR交渉によるWTO義務の拡大や新たな関税同盟の成立等の際に問題が顕在化した。

具体的には、地域貿易協定の拡大に際して、従前の構成国で行われていた措置、（セーフガード、アンチダンピング、輸入制限）を新たな構成国に自動的に拡大すること、また、域内国を除外して域外国の

みに対して措置を発動することが、第24条8項で正当化されるか否かが論点となっている。

(3) 経済的視点及び意義

貿易や投資などに与える地域統合の経済効果は、大きく分けて静態的效果と動態的效果が考えられる。今後、我が国が締結する地域統合が増えるに従い、静態的效果と動態的效果をあわせた総体としての評価が必要であろう。

< 静態的效果 >

地域統合に伴う域内国間の貿易障壁撤廃は、域内で取引される財・サービス価格の変化を通じて、域内・域外との貿易量や経済厚生をそれぞれ変化させる。域内障壁の削減に伴い、従来、域内国において行われていた輸出入がさらに拡大する場合(貿易創造効果)、輸入国の消費者は輸入していた同じ財・サービスを従来よりも安く消費することができ、一方、輸出国の生産者は輸出の拡大による利益を得ることができ、域内国の経済厚生は上昇する。

他方、地域統合においては貿易障壁撤廃の対象国が域内のみに限定されるため、従来、域外国から輸入していた財・サービスの一部は域内国からの輸入に転換される場合がある(貿易転換効果)。この場合、域内国の経済厚生を下げ方向に働く。

< 動態的效果 >

上記、静態的效果に加え、地域統合の締結は、加盟国の経済成長に対して主に二つの経路で影響を与える。

(a) 生産性上昇に伴う経済成長

地域統合の締結は、以下で掲げる生産性上昇要因により、加盟国の経済成長率を上昇させる。

域内の貿易障壁が削減される結果、市場規模

が拡大し、規模の経済が実現することに伴う生産性上昇(市場拡大効果)、安価な財・サービスの流入や外資系企業の参入に伴う国内市場の競争促進による生産性上昇(競争促進効果)、海外の経営者、技術者などが自国市場に参入してくる場合に優れた経営ノウハウや技術が自国に拡散することに伴う生産性上昇(技術の拡散効果)、加盟国間でより効率的な政策・規制のあり方に関するノウハウが共有されることに伴う生産性上昇(制度改革効果)。

(b) 資本蓄積に伴う経済成長

地域統合が締結される結果、加盟国の政策や規制に関する不確実性の減少、あるいは加盟国における期待収益率の上昇などを通じ、直接投資などの形態で海外から資本が流入・蓄積され、当該国の生産量の拡大に寄与する。

ただし、域外産品に対して差別的な貿易政策が地域統合によって採られた場合、地域間の投資パターンに歪みをもたらす可能性がある(投資転換効果)。例えば、地域統合の原産地規則の要求が厳しいものであれば、域外から域内への輸出に替え、域外から域内への直接投資が促されることが考えられる。

< 地域統合の経済的評価 >

上記各効果がトータルとして域内国及び域外国へどのような影響を与えるかは、地域統合の協定内容、加盟国の市場規模、所得水準、技術水準、産業構造などによって異なる。静態的效果の観点から域外国への影響を見た場合、地域統合の性格からして、対外障壁が絶対的に高まらなくても、相対的に高まることによって、域外国からの輸入が域内国からの輸入に対して競

争上不利な立場に置かれがちであることは否めない。

しかし、動態的效果によって域内国の実質所得が上昇する場合、域外国との貿易増加も期待できるほか、域内国産業の生産性の向上によって対外競争力が強化されれば、将来的に域外国との貿易を自由化するための反対圧力も緩和されて、世界的な貿易自由化に対してもプラスの影響をもつと期待することができる。

趨勢的に見れば、多国間ベースでの関税引下げ努力により、地域統合の関税面での域外差別性は減少しているが、一方で、各種の域外差別的な規定、政策が導入され、域外国が不利益を被る例が見られる。具体的には、一部協定にお

いて、ガット/WTOの原則及び関連規定に反すると思われるものには以下のような例がある。

①特定産品につき所定の条件を満たせば相互に関税をかけない旨規定する一方で、域外からの域内への企業の新規参入を認めない。

②地域統合締結に伴って域外国に対する関税を実質的に引き上げる。

このような事例が地域統合の組成に際して繰り返されることは問題である。域外国が地域統合に伴う利益を享受し、実質的な対外障壁を緩和するような形で統合が進められることが必要である。

2. 各地域統合の概観・動向

(1) 全体の動き

90年代以降、地域統合の動きは加速し、WTOに通報されている地域貿易協定（自由貿易協定（Free Trade Agreement (FTA)）等）の数は、1990年の27件から、2005年11月には186件に達している。

冷戦構造が崩壊し、新たな国際経済システムが模索されるなかで、まず欧米が地域経済統合の動きを加速化させた。EUの単一市場化(1992年)、NAFTA発足(1994年)を軸として、欧米諸国は、経済関係の深い近隣の地域内での貿易・投資の高度な自由化・円滑化により、市場の拡大や生産拠点の効率化を通じた企業収益の改善、経済構造改革等を目指す取組を積極的に推進していった。

その後、WTOシアトル閣僚会議の決裂(1999年)は、WTOにおける多国間での自由貿易推進の難しさを顕在化させ、二国間あるいは地域国間でのFTA推進を世界的な潮流として、さら

に加速させることになった。

シアトル閣僚会議以降、FTAに関しても新たな傾向が見られるようになる。

第一には、協定において扱われる分野として、関税・非関税障壁の撤廃のみならず、投資、競争、環境、経済協力、人の移動など、新たな分野に関するルールの整備が含まれるケースが生じたことである（従来のFTAの要素を含みつつ、特定の二国間又は複数国間で域内のヒト、モノ、カネの移動の更なる自由化、円滑化を図るため、水際及び国内の規制の撤廃や各種経済制度の調和等を行うなど幅広い取り決めを内容とする協定を経済連携協定（Economic Partnership Agreement (EPA)）と呼んでいる。）。このように、FTA/EPAの利点として、WTOでの多角的交渉ではカバーできない様々な分野について、協定構成国との間で、その経済実態に即した形でのルール、協定を迅速・機動的に締結することが出来ること等があげられる。

また、近年の FTA (EPA) の第二の特徴としては、近隣国間での「地域統合」型での FTA とともに、近接しない国・地域間での FTA を締結する動きが活発化していることが挙げられる。例えば、EU・メキシコ協定、EFTA・メキシコ協定、韓国・チリ協定、EU・南アフリカ協定などが挙げられる。このような FTA を締結する背景には、経済的に重要な国・地域へのアクセスに関して有利な条件を備えることにより、貿易の「ハブ」としての機能を獲得し、投資先としての自国の魅力を高めて雇用の増大などにつなげようとする狙いや、FTA がないことにより生じた不利益を解消しようとする狙い等があると考えられる。

さらに、「地域統合型」の FTA についても動きがある。

WTO のカンクン閣僚会議決裂(2003年9月)後の米州における進捗は特に著しく、2003年11月には、米州34カ国が FTAA (米州自由貿易地域) の創設に向けて枠組みに合意(現在は交渉を中断)したほか、メルコスール(南米南部共同市場) とアンデス共同体が2003年12月、協定に署名した(現在、批准手続き中)。また、CAFTA (中米自由貿易協定) も2004年5月に署名した(発効時期未定)。

また、従来、取組が遅れていた東アジアにおいても、地域統合の動きが急速に進みつつある。中でも、ASEAN をめぐる動きは活発である。まず、ASEAN 域内に関して、2020年までに経済統合を完了し、経済共同体を構築することが2003年10月に合意された。また、ASEAN と中国は、2004年11月に物品貿易の自由化に関する協定に署名し、2005年7月より関税引き下げを開始した。ASEAN と韓国との間では、2005年12月に FTA の枠組みに関する基本協定に署名し、2006年7月(一部の協定については2006年末)の交渉発効を目標としている。さら

に、ASEAN とインドとの間でも、交渉中である。

我が国も2003年10月、ASEAN との間で包括的経済連携の枠組みに合意・署名し、2004年11月の日 ASEAN の首脳間の合意に基づき、2005年4月に交渉を開始した。また、経済大臣間、首脳間において、交渉開始から2年以内に終了するよう努力することを約束した。二国間でも2004年初より交渉を開始し、マレーシアとの間では2005年12月首脳間での署名に至り、フィリピンとの間では2004年11月、タイとの間では2005年9月にそれぞれ首脳間で大筋合意を確認した。また、インドネシアとも2005年7月に二国間交渉を開始している。ASEAN 以外の国についても、韓国とは2003年12月に交渉を開始し、チリとは2006年2月に交渉を開始した。

豪州・ニュージーランド (ANZ-CER) においても、2005年2月に交渉を開始し、2年以内に交渉終了することに合意した。また、両国は二国間での取組も同時並行的に推進しており、豪州においては、2005年1月より、タイとの間で協定が発効した。ニュージーランドにおいては、シンガポールとの間で協定が発効し、2004年11月にはタイとの間で実質合意に至った。米国もシンガポールとの協定発効に続いて、2004年6月にタイとの間で交渉を開始し、2006年2月には、韓国との交渉開始を発表した。

このように、米州、東アジア、オセアニア地域等における地域統合等に関する取組の進展を受け、2004年11月の APEC 閣僚会合では、FTA に関するベストプラクティスが採択され、APEC 加盟国が締結する FTA は、APEC の原則及び WTO 協定との整合性、包括性、透明性、貿易円滑化等の特徴を備えることとしている。

(2) 主な地域統合の概観と各国等の動向

①米州

(a) 北米自由貿易協定 (NAFTA : North American Free Trade Agreement) の概観

カナダ、米国、メキシコの3か国で構成される北米自由貿易協定 (NAFTA) は、1992年12月に調印され、1994年1月に発効した。同協定は、域内での貿易障害の除去、国際協力の枠組みの確立等を目的とし、モノ及びサービスの通商規則 (域内関税・数量制限の撤廃、原産地規則の統一等) に加えて、投資、知的財産権、競争政策の各分野のルールを規定している。

NAFTA は、中南米諸国との関係強化を進めており、すでにチリとの間では、カナダ、米国、メキシコの3か国とも FTA を発効させている。

(b) 米州自由貿易地域 (FTAA : Free Trade Area of the Americas) の概観

キューバを除く米州34ヶ国による自由貿易地域を創設する構想。2005年12月までの協定発効を目指して交渉してきたが、米国が盛り込もうとする投資、知的財産権、労働・環境等の取扱いについてブラジルが反対し、メルコスールが求める農業補助金撤廃に関しては米国がWTOで扱うべきとして反対したことにより、交渉は難航した。そのため、2003年11月のマイアミ閣僚会議において、FTAAでは、全締約国共通に適用される最低限の義務だけを定め、それ以上の自由化約束は締約国間で個別に交渉するというFTAAライト (Light) の成立を目指すことで合意した。しかしながら、2004年2月の第17回貿易交渉委員会において交渉方法に関する議論が膠着状態に陥り、交渉は一時中断した。

その後、具体的な交渉が行われないまま、2005年11月、マル・デル・プラタで開催された米州

サミット (キューバを除く米州34カ国の首脳会議) では、メルコスールが、米州域内に経済力の差が存在しており公平なFTAAを実現するための条件が整っていないとしてFTAA推進に反対し、ベネズエラはFTAAそのものを否定し全く異なった統合体を追求すべきとしたため、FTAAの交渉は完全にストップした。

(c) 南米南部共同市場 (MERCOSUR : Mercado Comun del Sur) の概観

1995年1月に発効した南米南部共同市場 (メルコスール) は、ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイおよび2005年12月から正式加盟手続き中のベネズエラを加えた5カ国で構成される関税同盟である。1996年にはチリ、ボリビアと、2003年にはペルーと2004年にはコロンビア、エクアドル、ベネズエラと経済補完協定を締結し、これら5カ国を準加盟国としている (メキシコを準加盟国とする動きもある)。メルコスール統合については、最近、ブラジルが再構築を唱える一方でアルゼンチンは深化を主張し、ウルグアイは独自に米国との自由貿易協定を模索するなど域内の不一致も見られるが、FTAAに関しては、2005年11月の米州サミットにおいて加盟国が共同歩調を取って推進に反対した。この背景には、現時点ではFTAA域内諸国間で経済力差がありすぎため時期尚早であること、また、農産品輸出国で構成されるメルコスールにとって、最大の輸出先となる米国が農業補助金を保持し続けるのであればFTAAのメリットは少なくなるという考え等がある。

また、EUとのFTA交渉については、農産品等の扱いで交渉は一時頓挫したが、2005年9月のEUメルコスール閣僚会合で交渉再開を確認しており、今後、WTOにおける農業の議論次第では進展が予想される。アンデス共同体とは

2003年12月にFTAを締結し、2005年6月のメルコスール首脳会合では、相互に各加盟国が準加盟国として扱っていくことが確認され、南米共同市場の強化を図っている。その他、カナダ、韓国、SACU(南部アフリカ関税同盟)、インド等とFTA交渉を行い、SICA(中米統合機構：コスタリカ、ニカラグア、ホンジュラス、エルサルバドル、グアテマラ、パナマ、ベリーズ、ドミニカ共)、中国、キューバ、CCG(湾岸協力会議)、エジプト、モロッコ等と経済連携強化に向けて取り組んでいる。

我が国との関係では、2005年5月、第11回日本ブラジル経済合同委員会において、日本ブラジルEPAに係る共同研究会設置についての共同コミュニケが発出された。また、在アルゼンチン日本商工会議所及び日亜経済委員会日本側委員会の日本アルゼンチンFTA研究会は、2004年3月、日本メルコスールFTAの早期締結に係る要望書を日本政府に提出している。

(d) アンデス共同体の概観

1969年に発効したアンデス地域統合協定を1996年に改組して設立されたアンデス共同体(CAN: Comunidad Andina)は、コロンビア、ペルー、ボリビア、エクアドル、ベネズエラの5ヶ国で構成される関税同盟。

ペルーを除く4カ国は1993年までに域内関税を撤廃、ペルーは97年から引き下げを開始し、2005年12月末に完全撤廃することとされた。これにより、2006年1月、5カ国による自由貿易市場がスタートした。他方、対外共通関税については、4段階の新対外共通関税を2004年までに適用する予定であったが、加盟国間の利害の不一致及び3カ国の対米FTA交渉により一時議論が停滞した。2006年の早い時期に適用される見込みである。

なお、2003年12月に、コロンビア、ベネズエ

ラ、エクアドルの3カ国がメルコスール4ヶ国と自由貿易協定に署名、既にメルコスールと協定締結済のボリビア(1996年署名)及びペルー(2003年8月署名)と合わせ、CAN-メルコスールの自由貿易協定が成立。2005年7月の第16回首脳会議においては、メルコスール加盟国がアンデス共同体に準加盟国として参加することが合意された。EUとは、2006年5月からFTAを含む協力協定の交渉を行う予定である。米国とは、2005年12月にペルーがFTAを締結し、コロンビア、エクアドルが現在交渉中である。

(e) 地域統合に向けた各国の主な動き

(i) 米国

米国はこれまで、前述の北米自由貿易協定(NAFTA)並びにヨルダン及びイスラエルそれぞれとの二国間FTA以外にはFTAを締結していなかったが、2002年8月の2002年通商法(貿易促進権限(TPA)を含む。)の成立を契機に、チリ、シンガポールを始めとしてFTA交渉を積極的に展開しており、さらに2003年9月のWTOカンクン会合が合意に至らなかったことにより、この動きを加速させている。米国はFTAを単なる貿易自由化による経済的な観点で位置づけるにとどまらず、相手国の貧困からの脱却や経済改革への支援、加えて安全保障やテロ対策の観点からも同盟関係構築のツールとして位置づけている。米国は、中南米、アジア・オセアニア、中東、アフリカと全世界規模でFTAを展開する意図を示している。2006年1月時点では、上記NAFTA、ヨルダン及びイスラエルとのFTAに加え、シンガポール、チリ(いずれも2004年1月～)、オーストラリア(2005年1月～)、モロッコ(2006年1月～)との間でFTAが発効している。

これら以外の FTA のうち、中米 5 カ国(エルサルバドル、グアテマラ、ニカラグア、ホンジュラス、コスタリカ)及びドミニカ共和国との FTA 及びバーレーンとの FTA については、それぞれ 2005 年 7 月及び 12 月に議会承認が行われ、現在は発効時期の調整が行われている。

さらに、オマーンとの FTA については、すでに交渉を終了し、2006 年 1 月に署名が行われた。アンデス諸国(コロンビア、ペルー、エクアドル)との FTA は、ペルーとの間でのみ 2005 年 12 月に交渉を終了。コロンビア、エクアドルとの間では交渉が継続されている。

その他、交渉継続中のものとして、米州自由貿易地域(FTAA: キューバを除く北中南米 33 カ国)、南部アフリカ関税同盟(ボツワナ、レソト、ナミビア、南アフリカ、スワジランド)、パナマ、タイ、アラブ首長国連邦との FTA がある。

また、米国は 2006 年 2 月、韓国との間で、5 月から正式に FTA 交渉入りすることを公式発表したところである。

(ii) メキシコ

メキシコは、2005 年 4 月に発効した日墨経済連携協定をはじめ、これまで、米国、カナダ、EU、EFTA、イスラエル及びいくつかの中南米の国々等と FTA を締結している。また、2005 年 9 月、韓国とも包括的な「経済補完戦略協定」の締結を目指すことで合意したが、FTA に比べて自由化の対象が限定される特惠貿易協定となっている。

(iii) チリ

チリはこれまで、カナダ、メキシコ、コスタリカ、エルサルバドル、EU、米国、韓国、EFTA、中国等とは FTA を、EU、P 4 (シンガポール、NZ、ブルネイ)とは経済枠組み

協定を、中南米諸国 100 国とは経済補完協定を署名又は発効させている。

また、我が国とは、産学官による EPA/FTA 共同研究会を 2005 年 1 月から 9 月まで計 4 回開催し、同年 11 月の首脳合意に基づき、2006 年 2 月に第 1 回の EPA 締結交渉が東京で開催された。

②欧州

(a) 欧州連合(EU: European Union)の概観

1957 年 3 月に調印されたローマ条約に基づき 1958 年 1 月に発足した欧州経済共同体(EEC)は、共同市場の創設を目指すもので、1968 年までに関税同盟と共通農業政策を完成させた。また、域内障壁の撤廃、「モノ・人・サービス及び資本」の 4 つの移動の自由化を経て、経済・通貨統合に加え、政治的な面での統合も促進させるマーストリヒト条約が 1993 年 11 月に発効し、12 か国で構成される「欧州連合(EU)」が発足した。その後、1995 年 1 月にはオーストリア、フィンランド、スウェーデンが新規に加盟して 15 か国となった。さらに同条約を改正したアムステルダム条約、ニース条約がそれぞれ 1999 年 5 月、2003 年 2 月に発効した。また、中東欧諸国を中心とする 10 か国、ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキア、スロベニア、エストニア、リトアニア、ラトビア、キプロス及びマルタが 2004 年 5 月に正式加盟し、25 か国体制となった。2004 年 12 月に開催された欧州理事会では、ルーマニア及びブルガリアの新規加盟が承認され、2007 年 1 月に EU は 27 か国体制に移行する予定である。2005 年 10 月にはクロアチア及びトルコとの加盟交渉が開始された。

趨勢的に拡大を続ける EU では、求心力の維持、統合の深化を図るために、2004 年に欧州憲法条約を採択し、同年 10 月に EU 全加盟国首脳

間で本条約に調印した。各加盟国が国内法に基づき批准を行うこととなったが、仏、蘭の欧州憲法条約批准に係る国民投票で否決されたことを受け、2005年6月の欧州理事会（EU首脳会議）では、2006年11月1日とされていたEU憲法の発効期限を延期することで合意した。今後批准作業を進めるかどうかは各国の判断に委ねられる。

(b) EUのFTA締結に向けた動き

EUは、1994年1月に、スイスを除くEFTA加盟国（ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン、及び1994年当時EU未加盟だったスウェーデン・フィンランド・オーストリアの計6カ国）と、自由貿易地域より進んだ「人、モノ、資本及びサービスの自由移動、研究開発、環境等の分野における協力の強化、拡大」を内容とした「欧州経済領域（EEA：European Economic Area）」を発足させている。

地中海諸国との間においても経済関係の強化を進めている。1970年代に締結した協定の代わりに、貿易自由化、投資・サービスの自由化を規定した新たな欧州・地中海諸国の自由貿易協定の交渉を進めており、2010年までに地中海諸国との間に自由貿易地域の創設を目指している。

こうした周辺諸国以外とも広範な地域にわたる地域協力関係構築の動きを見せている。

アフリカ・カリブ海・太平洋諸国（ACP諸国）77カ国とは、2000年6月にコトヌ協定を締結。これは、EUからACP諸国に対する特恵待遇による開発援助的性格が強かったロメ協定を後継するもので、自由貿易協定と一般特恵制度（GSP）との2本立てからなるEU-ACP諸国間の新たな協力関係を形成することを目的としている。本協定に基づき2002年9月からはEUとACP諸国内の地域統合グループ（アフリカ

4地域、カリブ海地域、太平洋諸国地域の計6地域）との交渉が開始されており、2007年末までにACP内でいくつかの地域統合の整備・強化を図りつつ、各々の地域統合と経済連携協定を締結し、その後12年間の移行期間を経て2020年には完全な自由貿易地域を形成する予定となっている。

中南米諸国とは、まず政治協力も含めたメキシコ・EU自由貿易協定について1999年11月に合意、翌年7月に発効した。その後、メルコスールとは、包括的な政治経済連合を目指し、技術協力の推進、投資促進への法環境整備等を含む地域間協力枠組協定を1995年12月に発効させた。本枠組み協定に基づき、1999年からは、合意に至っていない各分野につき2004年10月の合意を目指して交渉し、農産物市場開放に関する双方の意見の隔たりは大きく交渉は一時頓挫したものの、2005年9月のEU・メルコスール閣僚会合において、引き続き交渉を継続することに合意した。EUがメルコスールに対して投資・サービスに関するより大きな譲歩を求めている一方、メルコスールはEUに対して農産物・食品市場の一層開放を求めている。また、チリとの間では自由貿易協定を含む経済枠組協力協定が2002年11月に発効している。メキシコがNAFTA加盟国であることから、メキシコ・EU自由貿易協定の発効により、EUは、中南米のみならずNAFTAへの足がかりを作ることができた。一方、メキシコは、米国とEUという二大市場と自由貿易協定を締結することによって米国への過度の依存を緩和させるとともに、ハブ機能を持つことによって、さらなる貿易・投資の拡大を期待できるようになった。

本協定は、知的財産権や政府調達、競争、投資等を含んだ包括的なものである。市場アクセスの分野では、鉱工業品が100%の自由化、サービスではオーディオ・ビジュアル、航空輸送、

海運を除いて自由化しているが、品目のセンシティブ度合いやEUとメキシコの経済発展の度合いに応じて自由化のスケジュールに差をつけている。

湾岸協力理事会（GCC：バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦）とは、1990年にFTA交渉を開始した。当初大きな進展は見られなかったものの、2005年EU・GCC閣僚会議において、サービス貿易、工業品の輸入関税及び公共調達分野を中心に交渉を加速させ、交渉は全ての分野で合意が成立してはじめて妥結する「一括受託方式」とすることで合意した。

③アジア

(a) ASEAN自由貿易地域（AFTA：ASEAN Free Trade Area）の概観

AFTAは、1992年1月のASEAN首脳会議においてその推進が合意された、東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟10か国に跨る自由貿易地域である。

1993年1月より関税引き下げを開始した。共通実効特惠関税（CEPT：Common Effective Preferential Tariff）制度により、段階的に域内関税を引下げ、最終的には2003年までに0～5%に引き下げ、CEPT対象品目（付加価値の40%以上がASEAN域内で生産された全ての工業製品と農産品）に関する数量制限を2003年までに撤廃するとしていたが、1998年12月のASEAN首脳会議において、CEPT対象品目の拡大及び対象品目の域内関税の引下げを目標の2003年から2002年に前倒しすることを決定した。その結果、ASEAN6か国（フィリピン、タイ、マレーシア、シンガポール、ブルネイ、インドネシア）については、AFTAの実施目標より1年早め、2002年とすることとなった。2002年9月のAFTA評議会では、ASEAN6

か国については、2002年1月1日をもって事実上域内関税の引き下げ目標が実現したとしている。なお、ベトナムは2003年、ラオス・ミャンマーは2005年、カンボジアは2007年を、可能な限り多くの品目の関税を5%以下に引き下げる目標年としている。

これに加え、CEPTに先立つ形で1996年11月に発効したASEAN産業協力学ーム（AICO：ASEAN Industrial Cooperation scheme）は、ASEAN諸国内で現地資本比率30%以上や現地調達比率40%以上などの条件の下、AICO適用製品として認定された製品について、域内の二国以上の認定国間で相互に0～5%の特惠関税が適用される制度である。AICOについては、2002年のASEAN経済閣僚会議において、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、マレーシア、シンガポールは2003年1月までに、AICO税率を0%にすることに合意した。2004年4月、ASEAN経済大臣会合において議定書に署名し、現在、各国が新AICO税率導入の通達作成等の国内手続きを実施中である。

また、1999年のASEAN首脳会議、経済閣僚会議では、域内関税をASEAN6か国については2010年、残りの4か国（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）については2015年までに撤廃する目標を初めて宣言した。2004年11月のASEAN首脳会議において、ASEAN経済共同体（AEC）実現に向け、優先11業種（木製品、自動車、ゴム製品、繊維、農産物加工、漁業、エレクトロニクス、IT、ヘルスケア、航空、観光）のうち、航空・観光を除く製造業9業種において、当初予定より3年間前倒して、原加盟国においては2007年までに、新規加盟国においては2012年までに域内関税を撤廃することに合意した。

(b) ASEANを巡る動き

近年、ASEANの成長活力を取り込むことによって経済活性化を図るべく、前述の米国、後述する日本の他にも、中国、韓国、インド、豪州・ニュージーランド（ANZ-CER）等が、ASEANとのFTA締結への動きを活発化させている。さらに、2005年9月のASEAN経済閣僚会合において、全てのサービス分野における自由化を2015年までに終了させることに合意している。

(i) 中国・ASEAN FTA

2000年11月の首脳会議で、朱首相が中国・ASEAN FTAを提案。2001年11月の首脳会議では、①中国・ASEAN間の「経済協力枠組み」を確立し、10年以内に「中国・ASEAN自由貿易地域（FTA）を創設する、②自由化措置の前倒しを行う品目（いわゆる「アーリーハーベスト」）を、今後の協議により決定することに合意。2002年1月からの実務者会合を経て、6月からの貿易交渉委員会で議論を行い、11月の首脳会議で、10年以内の中国・ASEAN FTAの創設を含む「包括的経済協力枠組み協定」に署名。2003年7月1日に発効。2004年11月の首脳会議において、「包括的経済協力枠組み協定」における物品貿易の自由化に関する協定に署名した。2005年7月から関税引下げを開始している。

【参考】中国・ASEAN「物品貿易の自由化に関する協定」の主な内容

①ノーマルトラック品目

- ・原加盟国（フィリピン、タイ、マレーシア、シンガポール、ブルネイ、インドネシア）は2010年までに関税撤廃・引き下げを実施。
- ・新規加盟国（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）は2015年までに関税撤廃・引き下げを実施。

②センシティブトラック品目

○センシティブ品目

- ・中国、原加盟国については、400品目以内（HSコード6桁ベース）、かつ輸入額の10%を超えない範囲で認められる。また、CLMV（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）のうち、CLMについては、500品目以内。Vについては500品目以内、かつ2004年以内に決定する輸入額の上限の範囲内で認められる。
- ・中国及び原加盟国は2012年までに関税率を20%まで引き下げ（CLMVは2015年）、2018年までに最終税率を0～5%に引き下げる（CLMVは2020年）。

○高度センシティブ品目

- ・中国及び原加盟国については、センシティブトラック品目のうち40%以内、あるいは100品目のいずれか品目数の少ない方が認められる。また、CLMVのうちCLMについては、40%以内の品目、あるいは150品目のいずれか品目数の少ない方が認められる。Vについては、2005年秋に中国との交渉を終え品目が決定。
- ・中国及び原加盟国は2015年までに関税率を50%まで引き下げる（CLMVは2018年）。

(ii) 韓国 ASEAN FTA

2004年3～8月の韓国・ASEAN FTA 専門家共同研究会開催後、2004年11月の韓ASEAN首脳会談において、交渉を開始するとともに、2009年1月1日までに全品目の80%の関税を撤廃することに合意した（CLMVは別途設定）。その後、2005年2月の交渉開始以後8回の交渉を経て、2005年12月の韓ASEAN首脳会談において「包括的経済協力枠組み協定」に署名し、また、同時期に行われた韓ASEAN通商長官会談において「紛争解決協定」に署名した。また、物品貿易協定の関税自由化方式に合意（タイを除く）し、

関税撤廃の範囲を原則2010年1月1日までに全品目の90%以上とすることを決定した。

(iii) インド ASEAN FTA

2002年11月、ASEANとインドの初の首脳会談において、双方が経済協力の強化で合意し、貿易・投資の自由化を長期目標とすることなどを決定。政府間の作業部会を立ち上げ、2003年10月に枠組み協定に署名した。2004年1月に交渉を開始。2011年(一部の国については2016年)までのFTA創設を予定している。2005年6月、物品貿易について交渉終了を予定していたが、原産地規則について交渉が難航し、現在も交渉中である。

また、インドはタイとの間で二国間FTA交渉も行っており、2003年10月に枠組み協定に署名した。)2004年9月からアーリーハーベスト82品目の関税削減を開始(2006年までに撤廃)。またシンガポールとの間では2005年8月に包括的経済連携協定(CECA)が発効した。

(iv) 豪州・ニュージーランド (ANZ-CER) ASEAN FTA

2002年9月のアセアン・CER経済大臣会合において、豪・NZ(CER)とアセアンは「AFTA・CER-CEP」共同閣僚宣言(FTAは含まれない)に署名した。これによりアセアンとCERの間で貿易、投資、地域経済統合を促進するためのフレームワーク構築に合意した。また、2010年までにアセアンとCER間での貿易と投資を2倍にすることを目標に各分野で協力することに合意。その後、2004年11月に開催されたASEAN-豪・NZ記念首脳会議において、ASEAN-豪・NZとのFTA交渉を2005年早期に開始し2年以内に終了させることで合意した。この合意に基づき、

2005年2月以降、これまでに4回の会合を開催している。なお、豪タイFTAは、2004年7月の署名後、2005年1月に発効した。

(c) 地域統合に向けた各国の主な動き

(i) シンガポール

シンガポールは積極的にFTA締結に向けた動きを展開している。これまで、ニュージーランドと経済緊密化強化協力協定(2001年1月発効)、日本と日本・シンガポール新時代経済連携協定(2002年11月発効)、EFTAと自由貿易協定(2003年1月発効)、豪州とFTA(2003年7月発効)、米国とFTA(2004年1月発効)、ヨルダンとFTA(2004年5月署名)を締結した。2005年には、4月に韓国とFTAを、8月にインドと包括的経済連携協定(CEP)を結ぶに至った。パナマ、パシフィック・スリー(チリ及びニュージーランドとの三国間協定)、カタールとは実質合意しており、カナダ、クウェートとは交渉中、バーレーン、スリランカ、ペルー、エジプト、中国、パキスタンとのFTAも検討されている。

(ii) インド

2003年10月、ASEANとインドの第2回首脳会談において、貿易・投資の自由化を目指し、包括的経済協力のための枠組みとなる協定を締結、現在FTA締結に向けて交渉中である。タイとも同様の協定を締結後、現在はFTA締結に向けて交渉を行っており、2004年9月から82特定品目についてアーリーハーベストを実施した。シンガポールとは包括的経済連携協定(CECA)が2005年8月に発効した。

2004年1月南アジア地域協力連合(SAARC)首脳会議が開催され、加盟7ヶ国

が対象となる SAFTA 枠組み協定に署名、2006年1月に発効した。2016年までに南アジア自由貿易圏を創設するとしている。なお、スリランカとは FTA を締結済みである。

インドは、メルコスール、チリ、南アフリカ、GCC、SACU（南アフリカ関税同盟）、BIMSTEC（後述）との間で FTA 枠組み協定を、メルコスール（2005年3月）及びアフガニスタン（2003年3月）とは PTA（特惠貿易協定）を締結した。エジプトとは現在 PTA の交渉を行っている。また、インドは、中国、韓国、日本、モーリシャスとの間で、FTA の研究会を開催しており、中国とは2005年に再度研究会を開催する報告書を作成した。韓国とは2006年1月に包括的経済連携協定（CEPA）を提言する報告書を作成しており、年内の交渉入りが予想される。

我が国との関係では、両国との経済相同士で、日印 EPA も視野に入れた貿易・投資の具体的な課題を解決するための日印政策対話（次官級会合）を2005年4月に開始した。2005年7月には産官学が参加する日印 JSG（次官級）が開催され、2006年6月に報告書を提出予定である。

(iii) タイ

タイは近年各国との経済連携強化に積極的に動いている。豪州とは、2004年7月、協定に正式署名をし、2005年1月に協定が発効した。ニュージーランドとの間では、2004年11月に首脳間で実質合意を確認した。バーレーン、ペルー、インドとの間では、枠組み協定を締結している。また、中国との間では、2002年11月、ASEAN 全体との取組として、中 ASEAN 枠組み協定を締結した。現在、日本（2005年9月に大筋合意）、米国（2004年6月に交渉開始）と交渉中である。

(iv) マレーシア

マレーシアは他の ASEAN 諸国と比して、FTA に関する取組は遅れていたが、2004年1月より開始した我が国との経済連携（EPA）交渉を契機に、各国との取組を進めている。我が国との間では2005年12月、日マレーシア経済連携協定に署名した。その他各国との取組については、米国との間で2004年5月に貿易・投資枠組み協定（TIFA）を締結し、本協定に基づいて合同協議会を設置した。韓国、豪州、ニュージーランド及びインドとの間では FTA 締結の可能性を検討するための共同研究を実施中であり、パキスタンとの間では2004年10月より特惠貿易協定（PTA）の交渉開始に合意した。

(v) 韓国

韓国は、世界的に FTA が拡散する趨勢に効率的に対応するため、2004年12月に外交通商部に FTA 局を新設し、2005年から複数の国・地域と同時並行的に交渉を行うなど、FTA 締結を加速させている。

我が国との EPA 交渉は、関税譲許に関する双方の立場の違いにより2004年11月以降、事実上中断している。チリとは2004年4月に協定が発効し、シンガポールとは2004年11月に交渉が妥結、2006年3月の発効を予定している。また、2005年7月には EFTA と交渉妥結に至り、2006年7月の発効を予定している。ASEAN 10カ国とは2005年12月に FTA の枠組みに関する基本協定に署名し、2006年7月（一部の協定については2006年末）の交渉開始を目標としている。インドとの間では、2005年12月に共同研究報告書に署名し、2006年から交渉を開始する予定である。2005年1月から予備交渉を開始しているカナダとは、2005年7月に本交渉を開始し

た。メキシコとは FTA 本交渉の開始に至らなかったものの、2005 年 9 月に戦略的経済補完協定の交渉開始に合意した。メルコスールとは、2005 年 4 月から政府間共同研究会を開催している。米国とは 2006 年 2 月交渉開始を発表、2007 年初めの妥結を目標としている。

新たな FTA 締結の可能性についての研究として、中国との間では研究機関での検討を行っており、2005 年 6 月の韓中首脳会談を契機に、政府間交渉の早期立ち上げを検討している。日中韓においても、研究機関が共同研究を実施している。

(vi) 中国

中国は、2004 年 11 月の中 ASEAN 首脳会談における物品貿易の自由化に関する協定の署名等、近年、各国・地域との経済連携強化を積極的に推進している。香港との間では 2003 年 6 月に CEPA (香港と中国本土間の経済・貿易緊密化取り決め) を締結し、2005 年 1 月から新たに 713 品目の産品が無関税となるとともに、26 のサービス分野のアクセス面の自由化が実現されている。また、チリとの間では 2005 年 11 月に FTA 署名・締結しており、湾岸協力会議 (GCC) との間では 2004 年 9 月より、ニュージーランドとの間では 2004 年 12 月より、それぞれ交渉を行っている。豪州との間でも 2005 年 8 月に第 2 回交渉を行った。韓国、インド、アイスランドとは、共同研究を実施中である。

(vii) 南アジア自由貿易圏 (SAFTA)

2004 年 1 月南アジア地域協力連合 (SAARC) 首脳会議が開催され、加盟 7 か国 (インド、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ、ネパール、ブータン、モルディブ) が対象となる SAFTA 枠組み協定に署名、同

協定は 2006 年 1 月に発効した。2007 年末までに、一部の例外品目を除き、非後発開発途上国 (非 LDC) (インド、パキスタン、スリランカ) が最高税率を 20 % に、LDC は 30 % に削減することとされている。さらに、2016 年までに同最高税率を 0 ~ 5 % に引き下げる南アジア自由貿易圏を創設するとしている。

(viii) BIMSTEC

BIMSTEC は、バングラディッシュ、インド、ミャンマー、スリランカ、タイ、ネパール、ブータンの計 7 か国で構成されている。2004 年 2 月、バングラディッシュを除く 6 か国で、FTA 枠組み協定を締結し、同年 6 月、バングラディッシュを含めて再調印した。2006 年 7 月より関税の削減を開始し、2012 年 6 月まで (LDC (バングラディッシュ、ネパール、ブータン) は 2015 年 6 月まで) に関税を撤廃する予定である。

(d) 東アジア共同体

東アジアの経済統合/政治協調を目指す動きは、1991 年のマレーシアの EAEC (東アジア経済協力) 構想を端緒としている。アジア通貨危機が発生した 1997 年には第 1 回 ASEAN + 3 首脳会議を開催 (以後常設化)、第 3 回 ASEAN + 3 首脳会議において今後の東アジアにおける協力の基本方針を定めた「東アジアにおける協力に関する共同声明」が発出された。また、2001 年に EAVG (東アジアビジョングループ) が共同体実現に向けた基本理念や制度化の方向性について ASEAN + 3 首脳会議へ報告し、2002 年には EASG (東アジアスタディーグループ) が短期的に実現すべき 17 項目、中長期的に実現すべき 9 項目の具体的方策について報告したことで東アジア共同体形成への機運が高まった。2003 年の日 ASEAN 特別首脳会議では東京宣

言が採択され、東アジア共同体の構築に向けた協力深化を日ASEANの共通戦略の一つとして確認した。2005年12月には、ASEAN+3首脳会議の枠組みを長期的目標である東アジア共同体の「主要な手段 (main vehicle)」として位置づけるとともに、前年の同首脳会議での合意に基づき、ASEAN+3各国、インド、オーストラリア及びニュージーランドを参加国とする東アジア首脳会議 (EAS) を初めて開催した (ロシアが冒頭のみゲスト参加)。第1回EASで発出された共同宣言は、EASがこの地域における共同体形成の「重要な役割 (significant role)」を果たすことと共に、地域協力の理念と原則、EASの定期開催等について確認した (2006年はフィリピン・セブ島で開催予定)。

インド、オーストラリア等の新規参加国及び日本は、インドネシアやシンガポールとともに、EASとASEAN+3をそれぞれ東アジア共同体形成のために必要なプロセスと主張している一方で、中国やASEANの一部の国はASEAN+3が東アジア共同体形成のための主要なプロセスであると主張している。また、ロシアは2005年以降EASへの正式参加の意向を示しており、現在も調整が続いている。米国はEASへのオブザーバー参加も希望せず、APECを重要視している。

**【参考】 EASに関するクアラルンプール宣言
(2005年12月)の概要**

(1) 共同体形成との関係

- ・ EASは、この地域における共同体形成において、「重要な役割 (significant role)」を果たし得るとの見方を共有。
- ・ この地域の共同体形成を促進するEASの努力は、ASEAN共同体実現と整合的に、かつ、これを強化するものであり、進化する地域枠組みの不可分の一部を構成する。

(2) 開かれた枠組み

- ・ EASは開放的・包含的・透明かつ外部志向の枠組みである。

(3) 普遍的価値

- ・ EASで、各国は、グローバルな規範と普遍的価値の強化に努める。

(4) 具体的分野

- ・ EASは、以下の分野に焦点を当てる。

①政治・安保

公正、民主的な環境で各国が平和裡に共存できるように、政治・安全保障問題に関する戦略的対話と強力を推進。

②経済

技術移転、インフラ開発、能力形成、グッドガバナンス、人道支援、金融協力の推進、貿易・投資の拡大・自由化を通じ、開発、金融の安定、エネルギー安全保障、経済統合及び成長、貧困撲滅並びに開発格差是正を促進。

③社会・文化

信頼と連帯を醸成するための文化的理解の深化、環境保護、感染症予防及び災害被害軽減等の分野の協力促進。

(5) EASの形態

- ・ EASを定期的に開催する。
- ・ EASの「推進力 (driving force)」はASEAN。会議はASEANが主催し、ASEAN議長国が議長となる。年次ASEAN首脳会議の機会にこれと背中合わせで開催する。
- ・ 会議の参加国は、ASEANが設定した基準に基づくものとする。
- ・ EASの形態の見直しは、すべての東アジア首脳会議参加国が行う。

**【参考】 ASEAN+3首脳会議におけるクアラル
ンプール宣言(2005年12月)の概要**

(1) 東アジアの地域的枠組みとASEAN+3

- ・地域及び国際の平和と安全、繁栄及び進歩の維持に貢献する東アジア共同体を長期的目標として実現していく共通の決意をあらためて表明。
- ・ ASEAN+3がこの目標を達成するための主要な手段であること、ASEANが推進力となり、ASEAN+3各国が積極的に参加することを確信。
- ・ ASEAN+3は、地域の他のフォーラム及びプロセスと補完的な形で、地域枠組み全体の不可分の一部を形成。ASEAN+3での協力に貢献するASEAN+1の協力を奨励。

(2) ASEAN+3協力の促進

- ・ ASEAN年次首脳会議と併せてASEAN+3首脳会議を毎年開催。
- ・ 現在の協力を強化し、東アジア共同体形成の将来の方向性を示すための、東アジア協力に関する第二の共同声明を、ASEAN+3プロセスの10周年にあたる2007年に作成するための努力を開始。
- ・ 東アジア・スタディ・グループの最終報告書の短期的及び中・長期的措置の実施を加速。
- ・ 特に、以下の分野での協力を促進。

① ASEAN統合（特に開発格差の是正）

② 人的交流の強化（東アジア諸国の学生、学者、研究者、芸術家、メディア及び青少年、知識人、シンクタンクのメンバー、宗教家及び学者の間の交流など）。

③ ASEAN事務局のASEAN+3ユニットをはじめとする、ASEAN+3協力の進展にとって決定的に重要な様々なメカニズムの強化。

(3) 我が国における取組

我が国の通商政策の基本は、WTO新ラウンドへの主体的参画等による国際的な共通ルールの整備・強化、及び自由かつ透明な国際的経済

活動の環境整備を目指すことである。しかしながら、WTOでは加盟国数の増加、交渉項目の多様化等の結果、機動的な交渉や合意形成が困難なものとなる傾向が見られる。他方、諸外国が経済連携強化の取組を加速させるなど、我が国の対外経済政策を取り巻く環境は近年著しい変化を遂げている。このような中で、我が国の対外経済政策は、WTOによる基盤的な国際通商ルールの整備・強化とルールに基づく紛争解決を基本としつつも、WTOにおける取組を補完するものとして、地域間あるいは二国間における経済連携協定(EPA)、／自由貿易協定(FTA)を戦略的かつ柔軟に活用しながら、多層的な対外経済施策を展開していく必要がある。

経済連携協定(EPA)では、関税やサービスの自由化のみならず、投資ルールの整備、人的交流の拡大など、幅広い分野について、協定構成国との間で経済実態に即したルール、協定を機動的に締結することを目指している。経済連携における交渉相手国・地域の決定にあたっては、経済上・外交上の視点、相手国・地域の状況等を総合的に勘案し、我が国の国益に資するものとするのが重要である。また、二国間の枠組みだけでは解決できないような問題に対処するため、地域的な枠組みでの取組も併せて推進し、質の高い協定の締結を通じ、将来的により自由で開かれたビジネス環境の構築を目指している。

経済連携協定(EPA)、／自由貿易協定(FTA)の締結によって我が国が得られるメリットとしては、以下の点が考えられる。

- i) 域内企業間の競争と、エリアワイドでの経営資源の最適配置が可能になることにより、企業の収益力が改善されるとともに、国内の経済構造の改革が促進される。また、直接投資先としての魅力が向上する。
- ii) 関税の撤廃諸制度の調和等を通じて、我が

国にとって重要な市場への優先的アクセスが得られることにより、貿易・投資の機会が拡大するとともに規模の経済による利益を享受することが可能になる。

- iii) 基本的な考え方を共有する国・地域との間で通商ルールの策定を迅速に行うことにより、WTOにおいてルールが形成されていない分野での制度構築を先取りすることが期待される。また、当該ルールの浸透により、WTOでの同一分野の議論において主導権を確保しやすくなる。

以上のようなEPA/FTAのメリットは、他国に先んじてEPA/FTAを締結することによって得られる一方で、逆に、第三国間でEPA/FTAが締結されることになれば、EPA/FTAを締結していない国やその企業は、不利な立場に置かれることになる。

冷戦構造崩壊後、90年代を通じて欧米がFTAを積極的に推進してきた一方、我が国は大きく出遅れた。EPA/FTAを締結するには、農業分野など我が国のセンシティブセクターの自由化が大きな課題となるが、我が国経済との相互依存関係の深い東アジアにおいてもFTA締結が加速する中、国益を見据えて、EPA/FTA推進に向けた一層の努力が必要であると考えられる。

なお、上述のとおりEPA/FTAはWTOでの多数国間の取組みを補完するものであり、決してそれを代替するものではない。例えば、WTOにおける合意は多数国間の経済厚生を増加させ、また、EPA/FTAによって生じる各種制度の錯綜状態（いわゆる「スパゲティボウル現象」）を平準化する効果を有する。また、FTA/EPAと異なり、ある国・地域が多数国間での合意事項を遵守せず他国の経済厚生を低下させている場合には、複数国・地域でもって連携・対処するという協力関係を構築しやすい。さらに、

WTOの紛争解決制度は幅広い分野において透明かつ実効的な形で多数国間における規律の遵守及び明確化に貢献しており、これらはEPA/FTAにはない側面である。このように、WTOにおける合意形成は決して容易ではないものの、達成された場合の効果は計り知れない。

我が国としては、WTOによる基盤的国際通商ルールの深化・拡充に積極的に貢献することを基本としつつ、EPA/FTA交渉を通じた地域秩序構築へ、主体的に関与していくとの姿勢が必要であろう。

【取組の状況】

現在、経済的に相互依存関係の深い東アジアとの取組を進めている。

(a) 東アジアとのEPA

我が国と東アジアの国々との間には、日本企業の生産拠点の展開をはじめとして、実態としてすでに深い経済的な相互の依存関係が構築されている。さらに、日本の全輸入に占めるシェア、全輸出に占めるシェアが、99年にはそれぞれ31%、33%だったのが、2004年にはそれぞれ44%、47%に増加し、また日本から東アジアへの直接投資割合も99年の11%から2004年には26%に増えるなど、日本と東アジアとの相互依存関係は急速に深化している。少子高齢化・人口減少社会を迎え、国内生産力、内需両面において成長が緩やかに留まるであろう我が国経済にとって、今後も急速な成長が見込まれる東アジアとの更なる経済関係強化は、財貿易、直接投資等の資本取引、高度な人材の交流等、多面的なチャンネルを通じて東アジアの活力を我が国に取り組むことができる重要なものである。そして、経済関係の強化のためには、前述のような効果を持つEPAは、極めて有効な手段となり得る。東アジアとのEPAによる効果としては、次のような点が挙げられる。

- ① 上述のように、貿易・投資面等において東アジアの重要性が高まっているにも拘らず、東アジア諸国の関税率は先進諸国と比較して概して高水準であり、投資についても、外資規制、事業関連規制、不透明な制度運用等の障壁が残っている国々もある。EPAを締結することで、貿易・投資障壁が撤廃・削減されることにより大きな貿易・投資拡大効果が期待でき、我が国にとっては市場の確保が、東アジア諸国にとっては投資増大による一層の経済成長が期待される。
- ② 現在、東アジア域内では、工程間分業や産業内貿易が拡大してきている。EPAを通じた貿易・投資障壁の撤廃、域内制度の整備、経済協力政策等により、域内の取引コストの削減が図られ、こうした生産・流通ネットワークの担い手である産業の競争力強化に資する。また、域内分業、域内取引の増大は域内諸国の経済成長にも資する。
- ③ また、東アジアにおいては近年、我が国の他にもEPA締結の動きが活発化しつつある中で、EPAが存在しないことによって我が国企業の競争力が損なわれることとならないためにも東アジアとのEPAは重要である。

このように、東アジアとのEPAは、我が国にとって重要な意義を持つだけでなく、東アジアの他の国々にとっても、エリアワイドで障壁をなくすことによる域内分業・域内取引の増大、投資の促進等を通じた一層の経済成長や、これに基づく政治、経済の安定等のメリットを生じさせ、それが更なる投資を呼び込んで経済的發展を生むという好循環が見込まれる。このことを通じて、最終的に東アジア全体の安定と繁栄をもたらすものである。

我が国は、モノ、サービス、人、資本などが

より自由に移動できる開かれた経済圏を東アジア全体に構築することを将来の目標として、まずASEAN及び韓国との取組を進めている。

(b) ASEANとのEPA

日ASEAN間では、フィリピン、マレーシア、タイ、インドネシアとの二国間での取組と日ASEAN全体での取組を並行して進めている。

(i) ASEAN全体とのEPA

2004年11月の首脳間での合意に基づき2005年4月より交渉を開始し、経済大臣間、首脳間では、2年以内に交渉を終了するよう努力することに合意している。また、日本と単独でEPAを締結（又は交渉・協議）していない国々とは、リジョナル協定交渉の枠内で二国間交渉を実施している。

東アジア地域において、ASEANは依然として我が国との貿易・投資関係が最も深く重要な地域であり、既存の投資による蓄積が多く存在するASEANの資産を有効活用する観点からも重要である。ASEAN全体とのEPAは、日本とASEANを一つのエリアとして、人口6億5千万人、経済規模5兆ドルの自由な経済圏を制度化するものであり、日本とASEAN双方の経済活性化の上で、非常に重要な意義がある。

さらに、ASEAN全体とのEPAは、日本とASEAN各国との二国間EPAでは解決が困難な、エリアワイドでの制度統一を取り扱うことを可能とし、日ASEANワイドで行われている経済活動の実態により即した形での産業競争力強化に資する。例えば日本で製造した高付加価値部品を用いてASEAN域内で最終製品に加工し、その製品を域内輸出する場合には、二国間のEPAではカバーできないケースが生じるが、ASEAN全体とのEPAにおいては、「日ASEAN原産」の概念

を定めることにより対処することとしている。

なお、ASEAN をめぐっては、中国や韓国、インド等も取組を急いでおり、我が国としても他国に遅れることなく、EPA を締結することが重要である。

(ii) シンガポールとの EPA

2002年1月13日に署名、同年11月30日に発効した。その後、2003年12月に本EPAについての第1回閣僚級レビュー会合を実施した。

本協定は、我が国最初の地域貿易協定(RTA)として、貿易・投資の自由化・円滑化や経済制度の調和により、域内貿易・投資を拡大し、ペーパーレス貿易や相互承認等の

分野で制度の調和を図るとともに、情報通信技術(ICT)や貿易・投資の促進分野で二国間協力を充実させる等、二国間における包括的経済連携を推進することを目的としている。

本協定によってシンガポールへの輸出は100%無税譲許が行われており、我が国は、対シンガポール輸入について、無税譲許品目の割合を84%から94%に拡大、主要な無税譲許品目としては、プラスチック製品などの化学品や揮発油の一部等の石油製品が挙げられる。

本協定発効後の我が国のシンガポールとの貿易額を見ると、輸出入ともに2003年、2004年と続けて増加している。

【我が国のシンガポールからの輸入額の推移】

	2001年	2002年	2003年	2004年
金額(百万ドル)	5417	4,991	5,419	6,281
金額の伸び率(%)	-16.1	-7.9	8.6	15.9

【我が国のシンガポールへの輸出額の推移】

	2001年	2002年	2003年	2004年
金額(百万ドル)	14,781	14,151	14,781	17,957
金額の伸び率(%)	-29.2	-4.3	4.5	21.5

(iii) フィリピンとの EPA

2004年2月より交渉を開始し、同年11月の日比首脳会談において、大筋合意を確認した。現在、出来るだけ早期の署名・発効に向けて協議を行っている。

本協定は、両国間の物品、人、サービス、資本の自由な移動並びに知的財産、競争政策、ビジネス環境整備等の制度の調和・明確化を促進し、双方の経済活動を発展させるとともに、知的財産、競争政策、ビジネス環境整備、さらには人材養成、貿易投資、情報通信技術、

中小企業等の分野で二国間協力を充実させる等、二国間における包括的経済連携を推進することを目的としている。本協定により、両国が潜在的に有している相互補完性を発揮し、二国間経済関係が一層強化されることが期待される。

なお、フィリピンへの輸出における主要な有税品目及びその関税率は、自動車(完成車(30%)、自動車部品(3~10%))、電気機器(電気機器部品(0~3%)、リチウムイオン電池(5%)等)、カメラ部品(3%)、液晶

デバイス（3%）、樹脂（1～10%）等となっている（2005年）。

【参考】 日比 EPA の大筋合意概要

<p><u>1. 物品の貿易</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産物・鉱工業品双方の包括的な関税撤廃・引き下げ <p><u>2. サービス</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセスを規定。反する規制のリスト化を約束 ・多くの分野における自由化の現状維持義務（スタンドスティル）を規定 <p><u>3. 人の移動</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護師、介護士については、日本語研修終了後、日本の国害資格を取得するための日本での就労を許可。 ・国家資格取得者に対しては、引き続き就労を許可。 <p><u>4. 投資</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・内国民待遇、最恵国待遇、パフォーマンス要求の禁止及び投資保護等を規定。反する規制のリスト化を約束 ・多くの分野におけるスタンドスティルを規定 	<p><u>5. 利関手続き</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・両国間の情報交換・強力の推進 <p><u>6. 競争政策</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当局間の情報交換、規制執行活動上の協力・調整 <p><u>7. 知的財産</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議メカニズムを通じた知的財産保護及び執行の強化に向けた協議 <p><u>8. ビジネス環境整備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・両国への勧告権を有する官民からなる「ビジネス環境整備委員会」の設置 <p><u>9. 二国間協力</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・9分野（貿易投資促進、金融サービス、中小企業支援、科学技術、人材養成、情報通信技術、運輸、観光、エネルギー及び環境）における二国間協力の推進
--	--

(iv) マレーシアとの EPA

2004年1月より交渉を開始し、2005年5月の日馬首脳会談において主要論点について大筋合意を確認、同年12月には両国首脳間で協定に正式署名した。今後は所要の手続きを経て、出来るだけ早期の発効を目指す。

マレーシアには多くの日系企業が現地進出し、両国の経済的結びつきは深い。従って、このような両国間での経済連携の実現は、部品調達、販売の円滑化を促し、両国間の貿易投資を一層拡大させる効果がある。具体的に効果の大きい項目として、まず関税の撤廃・削減が挙げられる。マレーシアでは、自動車・自動車部品をはじめ、輸入品に対して高関税が課せられる品目があるため、EPAによる関税撤廃の効果が期待される。また、多くの進出企業にとって、投資ルールの整備やサービス自由化、その他ビジネス環境向上のために両国の官民双方が取り組む枠組みを整備した

ことは、重要な意義を有する。

(v) タイとの EPA

2004年2月より交渉を開始し、2005年9月の日タイ首脳会談において大筋合意に至った。今後、条文整備等の作業を迅速に実施し、2006年春先の署名と同年中の発効を目指す。

本協定の締結により、タイは自動車の一部を除くほとんどの鉱工業品の関税を10年以内に撤廃する。投資分野についても、製造業投資の規制を強化しないことを宣言するとともに、サービス分野については特に、修理・メンテナンスや小売・卸売サービス等の製造業関連サービスの一部について、外資規制を緩和する。人の移動分野では、タイにおける日本人の滞在及び労働許可の取得に係る条件を緩和する。我が国は、多くの農林水産品を含む包括的な関税撤廃・削減を行うほか、自動車や鉄鋼等の産業協力、農業協力等を行う。

タイは我が国にとって、ASEAN 内で第1位の輸出相手国であるが、輸出品のほとんどが有税かつ高関税の対象となっており、本協定の発効による関税撤廃のメリットは大きい。また、ASEAN における日本企業の中核的な生産拠点（ASEAN 中最多の進出企業数）であり、投資ルールの整備やサービス自由化による事業環境の整備の観点からも非常

に重要である。また、政治的安定性と経済規模の大きさを有するアセアンの中核国タイとの経済連携の実現は、日アセアン全体の経済連携を実現するための鍵となる。

なお、タイへの輸出における主要な有税品目及びその関税率は、自動車(完成車(80%)、ギアボックス(30%)等)、電気製品(冷蔵庫(30%)等)となっている(2005年)。

【参考】 日タイ EPA の大筋合意概要

<p><u>物品の貿易</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・タイ側は、全ての自動車部品、鉄鋼製品等の関税を撤廃。 ・日本側は、ほぼ全ての鉱工業品関税及び一部の農林水産品に係る関税を撤廃。 <p><u>サービス貿易</u> (主にタイ側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・透明性確保のため、規制のリストを作成。 ・タイは将来の FTA で第三国に与える待遇を日本にも与えるよう考慮。 <p><u>人の移動</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本側は、調理人、指導員等の入国・就労条件を緩和。今後、スパ・セラピスト、介護福祉士の受入を検討・協議。 ・タイ側は、タイにおける日本人の滞在及び労働許可取得に係る条件を緩和。 <p><u>投資</u> (主にタイ側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内国民待遇、投資保護等を規定 ・タイは将来の FTA で第三国に与える待遇を日本にも与えるよう考慮。 	<p><u>税関手続き</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・両国間の情報交換・協力の推進。 <p><u>競争政策</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自国における反競争行為への適切な措置 ・二国間協力の実施 <p><u>知的財産</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的財産権の適正な範囲の確保、権利の執行強化。さらに制度強化のための協議メカニズムを設置し、併せて協力を実施。 <p><u>ビジネス環境整備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・勧告権を有する、官民による委員会を設置。 <p><u>二国間協力</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・貿易投資促進、人材養成、エネルギー・環境等9分野における二国間協力を推進。 ・当面は、鉄鋼・自動車・食品・省エネ等6分野の協力プログラムを実施。
--	--

(vi) インドネシアとの EPA

2003年6月、両国首脳間で、実務者レベルの予備協議開始に合意し、以後2回の予備協議を実施したが、一時中断していた。その後、2004年11月のユドヨノ政権発足(同年10月)後初の首脳会談において、インドネシア側から二国間 EPA の関心が示されたこと等を踏まえ、二国間 EPA を念頭にした準備作業を再開した。2004年12月、中川経済産業大臣とマリ商業大臣間で二国間 EPA を念頭に置いた「共同検討グループ」の設置に合意し、

2005年4月までに3回実施した。同年6月に首脳間で二国間 EPA 交渉開始に合意、7月に第1回交渉会合を開催し、以降2006年2月までに3回の交渉会合を実施した。現在も、出来るだけ早期の合意を目指して交渉を行っている。

インドネシアは、ASEAN 諸国の中で日本からの投資実績(278億ドル(累積投資額:1990年~2001年))が最大の国であり、経済連携によって既存の法制度間相互の整合性や各制度の合理的な運用・透明性の向上を促進

させることで、我が国企業にとって投資環境の安定性や予見可能性を高めることが可能となるなど、事業環境の改善が期待される。

インドネシアは ASEAN 域内で最大の人口(2.3億人)を擁しているところ、経済連携を通じて我が国企業の有望な市場への優先的なアクセスの確保を実現できる。また、天然ガス、石油など豊富な地下資源を有しているなど、インドネシアとの経済関係強化は我が国において重要な課題の一つとなっている。

(vi) ベトナム、ブルネイとの EPA

これまでベトナム、ブルネイ両国とは、日 ASEAN 全体での取組の下、2005年4月より交渉を開始し、さらに2回目交渉を7月に開催した。その後、両国から別途二国間 EPA 交渉の要望があり、二国間の枠組みとしての検討も進めるべく、12月の両国との首脳会談において、検討会合や準備協議の開始を合意し、これらを2006年2月に開催した。

(c) 韓国との EPA

2003年12月に交渉を開始しており、引き続き日韓 EPA の実現に向け努力していく。

日韓は、産業構造が比較的類似しており、EPA 締結による市場の一体化を通じて、両国企業の国境を越えた競争・協力、さらには経済構造改革を一層進展させ、両国の生産性・効率性を向上させる点から重要である。また、現在は比較的浅い関係にとどまっている投資関係の発展など、両国の経済関係のポテンシャルを顕在化させる契機として意義がある。(現在、隣り合った先進国で EPA を締結していないのは日韓両国のみである。)

なお、韓国への輸出における主要な有税品目及びその関税率は、自動車(完成車(8%)、部品(8%))、電機製品(0-13%)、偏光材料のシー

ト板(8%)等となっている(2005年)。

(d) メキシコとの EPA

2002年11月より交渉を開始し、2年近くに亘る精力的な交渉の結果、2004年3月、関係閣僚間で本協定の筋合意に至り、法技術的な整備作業を経て、2004年9月、両国首脳間で協定に正式署名した。本協定は2004年11月に批准、2005年4月1日に発効した。

本協定の発効により、これまでメキシコへの輸出品に付加されていた平均関税率(約16%(2001年平均実効税率ベース))の大部分が10年以内に撤廃され、また、投資・サービス、政府調達等の分野で、我が国はメキシコにおける欧米等諸国と同等の競争環境を得ることが可能となった。本協定発効後の両国の貿易量(2005年上半期)は前年同期比で約3割(財務省貿易統計)の増加となり、投資面では自動車関連企業による生産増強、販売拠点設立等がみられる。また、本協定発効後は、民間代表も参加したビジネス環境整備委員会を含む、両国政府による協定下各委員会の実施や日墨関係者が協力して行った投資セミナー、ミッション派遣の実施等、両国間の経済連携の強化に向けた取り組みが行われている。

(e) チリとの EPA

2004年11月の首脳会談において、EPA の可能性について検討するための産学官による「共同研究会」を立ち上げることに合意、2005年1月末に研究会を開始し、以後4回の会合を実施した。同年11月、両国首脳間で、共同研究会の報告書を踏まえ、EPA 交渉を開始することに合意し、2005年2月に第1回交渉会合を開催した。

チリは、我が国と同様に貿易立国として開放的な経済政策を積極的に推進している。政治・

経済情勢も安定しており、我が国にとって鉱物資源の重要な供給国でもある。また、チリは、米国、カナダ、EU、EFTA、韓国、中国等、既に約40か国との間でFTAを締結しており、我が国としては、FTA/EPAが存在しないことによる経済的不利益を解消することが重要である。

なお、チリへの輸出における主要な有税品目及びその関税率は、自動車(完成車、部品)(6%)、タイヤ(6%)、原動機(6%)、映像機器(6%)等となっている(2005年)。

(f) インドとのEPA

2004年8月、当省と印商工省・財務省の間において、EPAの可能性を視野に入れた次官級の「政策対話」を開始することに合意し、2005年4月に第1回政策対話を開催した。また、2004年11月、首脳会談において両国の経済関係強化のあり方につき包括的な観点から協議するための共同研究会を立ち上げることに合意し、2005年7月に第1回共同研究会を開催、2006年2月までに3回の会合を開催し、同年6月までに両国首脳に報告書を提出することになっている。

インドは我が国からの輸出品のほとんどに対して高関税を課しており、関税撤廃により、輸出促進だけでなく、製造業中心の我が国進出企業の自由な調達活動が可能となる。投資・サービス分野については、自由で透明かつ安定したルールを策定し、事業環境を整備することが重要である。

なお、インドへの輸出における主要な有税品目及びその関税率は、自動車部品(15%)、鉄鋼製品(5%)、精密機器(0—15%)、工作機械(15%)等となっている(2005年)。

(g) 豪州

2003年7月、首脳会談において署名された

「日豪貿易経済枠組み」に基づき、貿易・投資自由化の得失に関する政府間共同研究及び貿易投資円滑化措置に関する協力等が実施された。2005年4月に本共同研究は終了した。その後、同年4月の首脳会談において、農業の取扱いには非常に難しい問題があるとの認識を共有しつつ、FTA/EPAのメリット・デメリットを含め、先進国間に相応しい経済関係の強化のあり方について2年以内を目途に政府間で研究することに合意し、同年11月に第1回会合を、2006年2月に第2回会合を開催した。

豪州は、アジア太平洋地域における重要な先進国であり、また、鉄鉱石、石炭等が豊富な資源国であるため、資源の安定的確保の観点からも、豪州との経済関係強化は我が国にとって重要な課題の一つである。

なお、豪州への輸出における主要な有税品目及びその関税率は、乗用車(完成車(10%))、商用車(完成車(5%))、自動車部品(乗用車(10%)、ショベルローダー(5%))、油送管(5%)等となっている(2005年)。

(h) スイス

2003年5月、JETRO(日本貿易振興機構)は、「日本・スイスFTA研究会」を発足させ、また、SECO(スイス経済省経済事務局)でも日スイス間のFTAの可能性の検討を開始し、2004年3月に報告書を取りまとめた。その後、2005年4月の首脳会談において、日スイスFTA/EPAのメリット・デメリットを含め、先進国間に相応しい経済連携の強化のあり方に関する政府間での研究を立ち上げることに合意し、同年10月に第1回会合を、2006年2月に第2回会合を開催した。

先進国であるスイスとの経済関係を強化することは、我が国にとって重要な課題の一つである。

なお、スイスへの輸出における主要な有税品目及びその関税は、乗用車(12-15フラン/100 KG)、モーターサイクル(37フラン/100 KG)、

白金(80-1599フラン/100 KG)、テレビ、ビデオ(58フラン/100 KG)等となっている(2005年)。

コラム：日・マレーシア経済連携協定の概要について

2005年12月、マレーシア・クアラルンプールにおいて日本・マレーシア両国首脳間で日・マレーシア経済連携協定の正式署名が行われた。本協定の発効により、両国間の物品の貿易において、ほぼ全ての鉱工業品に課されている関税が10年以内に撤廃されるほか、投資・サービス貿易に係るルール整備、知的財産保護の向上、ビジネス環境整備のための取組等が行われる。

また、二国間協力に関する合意のように、主としてマレーシア側の利益を念頭に置かれた項目も含まれている。

【経緯】

本協定の交渉の前段階として、2003年2月の経済大臣間での合意に基づき、日マレーシアEPA作業部会(Working Group)を2回実施。本WGでの決定に基づき設置された産学官共同研究会(Joint Study Group)の報告書(同年11月)に基づき、同年12月、日マレーシア首脳会談において、二国間EPAの正式交渉入りが合意された。

交渉は2004年1月より開始し、2005年5月の日マレーシア首脳会議において主要論点について大筋合意を確認、同年12月に両国首脳間で協定に署名した。今後、所要の手続きを経て、できるだけ早期の発効を目指す。

【本協定の意義】

本協定は、我が国にとり、平成14年に発効した日シンガポール協定、平成17年に発効した日メキシコ協定に次いで3番目の経済連携協定となる。また、マレーシアにとっては初めての二国間

経済連携協定である。

日本からマレーシア向け輸出額が年間約1兆3千億円(日本側輸出額の第10位)、マレーシアからの輸入額が年間約1兆5千億円(マレーシア側輸入額の第1位)と、日本とマレーシアは密接な貿易関係を構築している。また、投資についても同様で、日本の産業界は1980年代から約1.2兆円の投資を行い、マレーシア経済発展の牽引力となってきている。本協定は、このように既に密接不可分である両国貿易投資関係を、関税や投資規制の改善・撤廃、制度の調和等を通じ、更に緊密化するものである。

また、二国間の貿易投資の自由化に加え、ビジネス展開上の環境整備(投資規制、労働、入国管理等)のための協議の場を政府間で設けることが協定上に明記されたことから、本協定によって両国企業間の貿易・投資が一層促進されることが期待される。

さらに、本協定は、日本企業の視点から見ると、現地事業環境の向上、部品調達コストの低減によって、現地生産の競争力強化を実現するものであり、マレーシア産業の視点から見ると、政府による保護を受けてきた国内産業を、日本からの協力を得つつ国際競争に挑戦させ、産業の国際競争力強化を実現するものと言える。

【本協定の概要】

○物品の貿易

本章では日マレーシア間の貿易について関税、その他の制限的通商規則に関する規定がなされている。

<鉱工業品分野における関税撤廃例>

総論

- ・日マレーシア双方とも、ほぼ全ての品目について関税を10年以内に撤廃。

自動車分野のマレーシア側市場アクセス改善

- ・現地組立車（CKD）用部品関税は即時撤廃。
- ・現地組立車（CKD）用部品以外の自動車部品関税は、2008年に0～5%まで引き下げ、2010年までに撤廃。
- ・2000cc超3000cc以下の乗用車、3000cc超の多目的車、20トン超のトラック、バスの関税は、2010年までに段階的に撤廃。
- ・3000cc超の乗用車の関税は、2008年に0～5%まで引き下げ、2010年までに撤廃。

○原産地規則

本章は、本協定において特惠税率を適用する原産品を認定する要件を定めるものである。要件の適用により、第三国の産品が締約国経由で輸入され特惠税率が適用されるといったいわゆる迂回輸入を防ぐことを目的とする。本章で一般的な規則を定め、附属書にて個別品目毎の規則を規定する。また、原産品と認定される産品に対し発給される原産地証明書の発給体制及び原産品であることの確認手続等の諸事項についても規定している。

○税関手続

本章は、税関手続の簡素化及び調和を通じた貿易の円滑化及び効果的な取締りを図る観点から、両国間の情報交換及び協力を推進する。

○強制規格、任意規格及び適合性評価手続

本章は、可能な相互承認の仕組みに関する交渉の枠組みを含め、基準認証分野のより緊密な協力の基盤を提供する。

○投資

本章は、投資の許可後の事業活動だけでなく投資の許可段階を含めた内国民待遇及び最恵国待遇の原則供与、並びに特定措置の履行要求（パフォーマンス要求）禁止を定めるものである。同時に、政策上又は現行国内法上これら原則の適用を留保する分野については、附属書に分野名を挙げるのみならず留保内容の概要や根拠法令等も記載し、透明性の高いルールとなっている。また、投資家保護の観点から、原則として一度行われた投資に与えられた待遇は後退しない旨を規定している。

○サービス貿易

本章は、附属書に列挙されたサービス分野の市場アクセス、内国民待遇等の諸規定を遵守し、並びに附属書で留保した分野以外について最恵国待遇の規定を遵守することを定めることにより、二国間のサービス貿易の更なる促進を図るものである。また、主要分野の自由化を含む約束を更に継続的に改善していくための見直しの仕組みの構築、並びにビジネス及び投資の環境を改善するために、両国間のサービス貿易に影響を与える法令その他の関連措置の透明性を高めていくことを確保する。

○知的財産

貿易と投資の更なる促進のため、知的財産の保護の重要性が増大していることから、本章では、知的財産の十分かつ効果的な保護を確保し、また知的財産権の行使のための措置を定める。さらに、知的財産制度運用の改善に向けた協議メカニズムを設置する旨を規定している。

○反競争的行為の規制

各国は、反競争的行為に対し、自国の関係法令に従って適切な措置をとることとする。また本章は、反競争的行為の規制の分野における両国間の

協力の基盤を提供する。

○ビジネス環境の整備

本章により、民間企業による貿易及び投資を促進するためには両締約国におけるビジネス環境の整備が重要であるとの認識から、政府、民間部門及び関係団体からの参加を得てビジネス環境改善のための仕組みを作る。この一環として、ビジネス環境委員会と、企業からの苦情・照会の窓

口となる連絡事務所を含んだ仕組みが設置される予定である。

○二国間協力

本章は、両国の経済連携の強化に資するべく、農林水産、教育・人材養成、情報通信技術、科学技術、中小企業、観光、環境の各分野における二国間の協力について定めるものである。

3. 主要ケース

(1) トルコー数量制限の導入

トルコは、EU-トルコ関税同盟の締結にあたり、EUが従来から行ってきた繊維に関する残存MFA規制の実効を保つことを目的として、EUが数量制限を行ってきた品目と同様の品目について1996年1月1日より一方的に新たな数量制限を導入した。この措置は、WTO以前から残っていた措置以外には経過的セーフガードを除く新規の輸入制限措置の導入の禁止を定めた繊維協定第2条に明白に違反するのみならず、ガット第11条「数量制限の一般的禁止」に違反し、ガット第24条5項(a)「関税同盟の組織前の通商規則より高度なものであるか又は制限的なものであってはならない」の規定に明白に違反するものと考えられる。本案件にはパネル及び上級委員会において我が国も第三国参加していたが、その結果、ガット第11条、第13条に違反し、繊維協定第2条に反するとしてインド側の主張が認められた。

(2) EU-バナナの輸入制限

1989年12月、EUはACP諸国（アフリカ・カリブ海・太平洋諸国）との間で、加盟国と旧

植民地国間の特惠措置を定める第4次ロメ協定を締結し（期間10年）、これに基づきバナナの輸入に関してACP諸国を優遇している（現在71か国）。

市場統合前のEUのバナナ輸入制度は、ACP諸国からの輸入に対してはロメ協定に基づいて従価20%の関税適用を免除した無税による輸入を認めており、さらにEU加盟国が輸入数量制限措置を行っていた。これに対して、コロンビア、コスタリカ、グアテマラ、ニカラグア及びヴェネズエラの要請によって1993年2月にパネルが設置され、同年6月パネル報告書が出された。その中では、EU加盟国の輸入数量制限措置がガット第11条1項（数量制限の一般的禁止）違反であるほか、ACP諸国に対するバナナの特惠措置がガット第1条違反であり、第24条で正当化されないとされた。しかし、EUはこのパネル報告書の採択に応じなかった。

またEUは、1993年1月の市場統合に伴い、バナナ輸入の共通制度として、従来の各加盟国が行ってきた輸入数量制限の代わりに関税割当制度を導入し、また関税も従価税を従量税に変更することを決定した（同年7月施行）。

これに対し、コロンビア、コスタリカ、グアテマラ、ニカラグア及びヴェネズエラの5か国がガット第1条、第2条、第3条、第11条等の違反を主張。

二国間協議では合意に至らなかったため、1993年6月にパネルが設置された。パネルは、1994年2月に報告書を取りまとめ、①従価税から従量税への変更は、ガット第2条1項（譲許税率より不利でない税率の適用）違反、②関税割当の数量枠の配分及び税率における差別は、ACP諸国産バナナの販売を優遇するものであり、ガット第1条（最恵国待遇）違反とし、③ガット第1条違反は自由貿易地域等を理由として第24条により正当化されないとした。

第24条によりACP諸国へのバナナの特恵措置が正当化されるか否かについては、パネルは、ロメ協定がEUのみ貿易障壁を撤廃する義務を負い、ACP諸国は何ら義務を負わないことに着目し、一部の構成地域だけが制限的通商規則を廃止する非相互的協定はガット第24条の自由貿易協定に該当しないと判断した。したがって、EUがこれまでも主張してきた、第4部（貿易及び開発）の規定により先進国が発展途上国に対し一方的に貿易障壁を廃止し途上国に自由化の義務がない協定であっても第24条の要件を満たすとする解釈は、一般特惠制度にウェーバーが設けられたこと及び授權条項が合意された事実を考慮して採用しなかった。

本パネル報告書は、1994年3月以来、採択のため理事会に付されていたが、EUはその採択に応じないままガットが1995年末で終了したため、本パネル報告書は採択されることがなくなった。この間、EU及びACP諸国は第4次ロメ協定に関しガット第1条1項（最恵国待遇）についてのウェーバー（義務の免除）を申請し、1994年12月のガット総会においてその取得が認められた。

なお、EUはUR交渉の中で、パネル提訴の取り下げと引換えにバナナの関税割当について増枠のオファーを行い、グアテマラを除く4か国との間で合意に達した。このうちコロンビア、コスタリカへの割当については、1995年1月1日から同合意内容に即して実施されている。

その後、ウェーバー取得後のEUの新たなバナナ輸入制度についても、1996年5月に米国、グアテマラ、ホンデュラス、メキシコ及びエクアドルの申立によりガット第1条（最恵国待遇）及び第13条（数量制限の無差別適用）等の違反を理由としてパネルが設置され、1997年4月にパネル報告が、9月に上級委報告がそれぞれ提出され、同月のDSB会合において採択された（本パネル報告書及び上級委員会報告書の内容については第II部第1章「最恵国待遇」、勧告の実施を巡る米・EU間の争いについては第II部第14章「一方的措置」を参照）。